

福岡県公報

平成30年1月12日
第3957号

目次

告示 (第21号 - 第30号)

○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 1
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 2
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 2
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課) …………… 3
○自衛官の募集	(市町村支援課) …………… 3
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 4
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 4
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 5
公 告	
○落札者等の公示	(総務事務厚生課) …………… 5
○落札者等の公示	(総務事務厚生課) …………… 5
○落札者等の公示	(総務事務厚生課) …………… 6
○落札者等の公示	(総務事務厚生課) …………… 6
○落札者等の公示	(総務事務厚生課) …………… 7
○落札者等の公示	(総務事務厚生課) …………… 7
○落札者等の公示	(総務事務厚生課) …………… 8
○意見募集の結果の公示	(財産活用課) …………… 8
○指定介護老人福祉施設の指定	(介護保険課) …………… 8
○福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の全部変更	

○土地改良区の役員の退任	(水産振興課) …………… 9
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課) …………… 9
○公共測量の実施	(農村森林整備課) …………… 9
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 9
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 9
○公共測量の終了	(県土整備総務課) …………… 9
○土地区画整理組合の設立の認可	(都市計画課) …………… 10
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課) …………… 10
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課) …………… 10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 11
○建設業の許可の取消し	(建築指導課) …………… 11
選挙管理委員会	
○福岡県選挙管理委員会委員長の選挙	(市町村支援課) …………… 11
○福岡県選挙管理委員会委員長職務代理者の指定	(市町村支援課) …………… 11
海区漁業調整委員会	
○一本釣りに使用する集魚灯の制限	(漁業管理課) …………… 12
正 誤	
○道路の区域の変更 (平成27年12月福岡県告示第948号) 中正誤	…………… 12
○枠外 (平成29年10月31日福岡県公報第3939号) 中正誤	…………… 12
○県営土地改良事業の工事の完了 (福岡県公報第3953号公告) 中正誤	…………… 13

告 示

福岡県告示第21号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年1月12日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田 川	県道	香 糸 春 田 線	前	田川市大字夏吉882番1 先から 田川市大字夏吉878番2 先まで	7.8 ～ 11.6	67.7
			後	田川市大字夏吉882番1 先から 田川市大字夏吉878番2 先まで	9.6 ～ 16.1	

福岡県告示第22号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年1月12日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県道	長 尾 稗 田 平 島 線	前	行橋市泉中央七丁目352 番1先から 行橋市泉中央七丁目369 番2先まで	4.1 ～ 8.0	188.0
			後	行橋市泉中央七丁目352 番1先から 行橋市泉中央七丁目369 番2先まで	10.3 ～ 13.0	

福岡県告示第23号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年1月12日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
那 珂	県道	福 岡 筑紫野 線	前	太宰府市吉松三丁目426 番1先から 太宰府市吉松三丁目385 番2先まで	22.0 ～ 22.0	23.0
			後	太宰府市吉松三丁目426 番1先から 太宰府市吉松三丁目385 番2先まで	22.0 ～ 29.0	

福岡県告示第24号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年1月12日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年1月12日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
那珂	福 岡 筑紫野 線	太宰府市吉松三丁目426番1先から 太宰府市吉松三丁目385番2先まで

福岡県告示第25号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年1月12日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
那 珂 県道	筑紫野 筑 穂 線		前	筑紫野市紫三丁目645番4先から 筑紫野市紫三丁目97番2先まで	7.9 ～ 11.4	52.1
			後	筑紫野市紫三丁目645番4先から 筑紫野市紫三丁目97番2先まで	8.1 ～ 13.3	52.1

福岡県告示第26号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年1月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 南泉
- 2 区域の所在地 行橋市南泉四丁目
- 3 土地の表示

(1) 次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から4号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と4号とを結んだ線に囲まれた区域

所 在 地	地 番	標柱番号
行橋市南泉四丁目	580番19	1号
	582番1	2号
	580番7	3号
	580番5	4号

(2) 次に掲げる地番の土地に存する標柱番号4号から7号までを順次結んだ線及び標柱番号4号と7号とを結んだ線に囲まれた区域

所 在 地	地 番	標柱番号
行橋市南泉四丁目	580番5	4号
	580番15	5号
	580番14	6号
	580番1	7号

福岡県告示第27号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、平成29年度における自衛官候補生の募集期間、受験資格、試験期日、受付場所並びに試験場の位置及び名称を次のように告示する。

平成30年1月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 募集種目
自衛官候補生（男子）
- 2 募集期間

平成30年3・4月入隊（予定）	平成30年1月17日（水）から 平成30年2月13日（火）まで
-----------------	------------------------------------

- 3 受験資格
 - (1) 採用予定月の1日現在、18歳以上27歳未満の者で日本国籍を有する者
 - (2) 詳細は、募集要項による
- 4 試験期日
平成30年2月24日（土）
- 5 受付場所

受 付 場 所	名 称
福岡市博多区竹丘町1-12 (電話 092-584-1881～3)	自衛隊福岡地方協力本部

北九州市小倉南区北方5-1-1（小倉駐屯地隣接） （電話 093-963-7728 又は 093-963-3590）	自衛隊福岡地方協力本部 北九州出張所
築上郡築上町大字西八田番地不詳（築城基地内） （電話 0930-56-1150）交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 築城地域事務所
遠賀郡芦屋町大字芦屋1455-1（芦屋基地内） （電話 093-223-0981）交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 芦屋地域事務所
飯塚市川津639-1 （電話 0948-22-4847）	自衛隊福岡地方協力本部 飯塚地域事務所
春日市大和町5-12（福岡駐屯地内） （電話 092-591-7450）	自衛隊福岡地方協力本部 春日分駐所
福岡市博多区博多駅南2-1-5 博多サンシティビル2F （電話 092-414-5100）	自衛隊福岡地方協力本部 福岡地域事務所（博多）
福岡市東区和白丘2-2-63 （電話 092-607-4826）	自衛隊福岡地方協力本部 福岡募集案内所（和白）
福岡市西区姪の浜5-4-20 パールマンション1F （電話 092-891-7941）	自衛隊福岡地方協力本部 福岡西募集案内所（姪浜）
久留米市山川追分1-8-19 エスポワール豊福2番館1F （電話 0942-23-7055）	自衛隊福岡地方協力本部 久留米地域事務所
大牟田市宝坂町1-2-9 （電話 0944-52-3810）	自衛隊福岡地方協力本部 大牟田地域事務所
小郡市小郡2277（小郡駐屯地内） （電話 0942-72-3161）交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 小郡分駐所
八女市稲富127番地 （電話 0943-24-5192）	自衛隊福岡地方協力本部 八女地域事務所
柳川市三橋町下百町6-7 （電話 0944-72-7794）	自衛隊福岡地方協力本部 柳川地域事務所

6 試験場の位置及び名称（予定）

試験場	位置	名称
-----	----	----

福岡	春日市大和町5-12	陸上自衛隊福岡駐屯地
----	------------	------------

福岡県告示第28号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年1月12日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
那珂	県道	基山 停車場 平等寺 筑紫野 線	前	筑紫野市大字山口807番 先から 筑紫野市大字山口2番1 先まで	7.0 ～ 22.0	640.0
			後	筑紫野市大字山口807番 先から 筑紫野市大字山口2番1 先まで	7.0 ～ 22.0	

福岡県告示第29号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年1月12日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年1月12日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
那珂	基山 停車場 平等寺 筑紫野 線	筑紫野市大字山口807番先から 筑紫野市大字山口2番1先まで

福岡県告示第30号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年1月12日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
那珂	県道	山口線 山原田線	前	筑紫野市大字山口793番1先から 筑紫野市大字萩原51番3先まで	3.7 ～ 23.0	1,475.7	
			前	筑紫野市大字山口855番1先から 筑紫野市大字萩原51番3先まで	6.3 ～ 44.3	1,926.7	うち基山 停車場平 等寺筑紫 野線重用 延長 1040.0 メートル
			後	筑紫野市大字山口793番1先から 筑紫野市大字萩原51番3先まで	3.7 ～ 23.0	1,475.7	
			後	筑紫野市大字山口855番1先から 筑紫野市大字萩原51番3先まで	6.3 ～ 44.3	1,926.7	うち基山 停車場平 等寺筑紫 野線重用 延長 1040.0 メートル

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成30年1月12日

福岡県知事 小川 洋

- 落札に係る物品等の名称及び数量
久留米スポーツセンター総合体育館（仮）競技備品その1（備15）
バスケット競技システム 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課
(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 落札者を決定した日
平成29年11月20日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名
コウフ・フィールド株式会社
(2) 住所
福岡県福岡市博多区東那珂2丁目19番25号
- 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
50,544,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札公告日
平成29年10月6日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成30年1月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
久留米スポーツセンター総合体育館（仮）競技備品その2（備16）
体操競技備品 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
平成29年11月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
株式会社カキウチ
 - (2) 住所
福岡県福岡市博多区大字立花寺1番地24号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6,750,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成29年10月20日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成30年1月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
久留米スポーツセンター総合体育館（仮）競技備品その3（備17）
卓球競技備品 一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
平成29年11月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
株式会社サンワード
 - (2) 住所
福岡県宗像市田熊3丁目1番1号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
17,604,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成29年10月20日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成30年1月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
久留米スポーツセンター総合体育館（仮）競技備品その4（備18）
バレーボール競技備品 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課

(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日
平成29年11月30日

4 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名
コウフ・フィールド株式会社

(2) 住所
福岡県福岡市博多区東那珂2丁目19番25号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
12,528,000円

6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 入札公告日
平成29年10月31日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成30年1月12日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る物品等の名称及び数量
久留米スポーツセンター総合体育館（仮）競技備品その5（備19）
バドミントン競技備品 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課

(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成29年11月30日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名
イトウスポーツ 代表者 伊藤 喜一郎

(2) 住所
福岡県久留米市御井町873-2

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
5,724,000円

6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 入札公告日
平成29年10月31日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成30年1月12日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る物品等の名称及び数量
久留米スポーツセンター総合体育館（仮）競技備品その6（備20）
テニス・フットサル競技備品 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課

(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日
平成29年11月30日

4 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名

株式会社カキウチ

(2) 住所

福岡県福岡市博多区大字立花寺1番地24号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

966,600円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成29年10月31日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成30年1月12日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る物品等の名称及び数量

久留米スポーツセンター総合体育館（仮）競技備品その7（備21）

ハンドボール競技備品 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成29年11月30日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

スポーツいでた 代表 出田 剛朗

(2) 住所

福岡県久留米市日吉町24-20

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

4,600,800円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成29年10月31日

公告

福岡県財務規則の一部を改正する規則案について、平成29年3月8日から同年4月7日まで及び同年8月25日から同年9月25日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり平成29年11月28日に公布しました。

平成30年1月12日

福岡県知事 小川 洋

問合せ先

総務部財産活用課調整係

電話：092-643-3086

メールアドレス：zaisan@pref.fukuoka.lg.jp

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定に基づき、介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第135条の2の規定により次のように公示する。

平成30年1月12日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	指定年月日
介護福祉施設サービス	4072500707	特別養護老人ホーム 木もれ日苑 大川市中木室934番地	社会福祉法人高邦福祉会	平成30年1月1日

公告

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、平成29年12月22日付けで福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成29年1月13日福岡県公報第3858号公告）の全部を変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定に基づき、次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を福岡県農林水産部水産局水産振興課に備え置いて縦覧に供する。）

平成30年1月12日

福岡県知事 小川 洋

公告

両筑土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成30年1月12日

福岡県知事 小川 洋

退任理事

氏名	住所
長野 徹	朝倉市片延90番地

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成30年1月12日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
小郡土地改良区	平成29年12月27日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、独立行政法人都市再生機構九州支社長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年1月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（4級基準点測量、4級水準測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡市早良区原団地周辺	平成29年12月18日から 平成30年2月28日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、岡垣町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年1月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
基準点測量
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
岡垣町(一部)	平成29年12月22日から 平成30年3月15日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成30年1月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点）
- 2 測の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市若松区大字 小石本村町	平成29年12月8日

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第21条第3項の規定により次のように公告する。

平成30年1月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 組合の名称
筑紫野市東町土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
この公告の日から平成31年3月31日まで
- 3 施行地区
筑紫野市二日市南四丁目の一部
- 4 事務所の所在地
筑紫野市紫七丁目7番5号
- 5 設立認可の年月日
平成29年12月25日
- 6 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 7 公告の方法
組合事務所の掲示場及び筑紫野市役所の掲示場に掲示する。

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により筑紫野市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部公園街路課において公衆の縦覧に供する。

平成30年1月12日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画公園の変更（筑紫野市決定）（平成29年12月15日筑紫野市告示第240号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により北九州市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年1月12日

福岡県知事 小川 洋

北九州広域都市計画道路の変更（平成29年12月22日北九州市告示第475号）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年1月12日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市大板井字宮ノ前195番1、195番14及び195番15
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
朝倉郡筑前町原地藏2255番地3ベルソレイユ202号
岩橋 義弥

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年1月12日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
みやま市高田町下楠田字葛原959番1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
みやま市高田町下楠田106番地
中川原 慎一

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年1月12日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡志免町王子二丁目725番1及び725番3から725番7まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市博多区博多駅前三丁目14番10号
株式会社アルシスホーム
代表取締役 小柳 義則

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成30年1月12日

福岡県知事 小川 洋

- 処分をした年月日
平成29年12月25日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
有限会社田代造園	北九州市八幡西区大字野面740-1	田代 憲司	平成29年5月18日 福岡県知事許可（般-29） 第81099号

3 処分の内容

土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事及び造園工事に係る一般建設業の許可の取消し

4 処分の原因となった事実

有限会社田代造園の代表取締役は、道路交通法違反により福岡地方裁判所小倉支部において懲役6月、執行猶予3年に処せられ、その刑が確定している。

このことは、同法第8条第7号及び第11号に定める欠格要件に該当し、同法第29条第1項2号に定める取消事由に該当する。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第1項の規定により、平成29年12月27日、福岡県選挙管理委員会は、委員長として次の者を選挙した。

平成30年1月12日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

住所 福岡市中央区地行1丁目14番10号

氏名 藤井 克己

福岡県選挙管理委員会告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第3項の規定により、平成29年12月27日、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたとき、その職務を代理する委員として、福岡県選挙管理委員日野喜美男を指定した。

平成30年1月12日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

海区漁業調整委員会

筑前海区漁業調整委員会指示第182号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、筑前海区における一本釣りに使用する集魚灯について漁業調整を図るため、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が調査研究を目的として使用する集魚灯については、この限りではない。

平成30年1月12日

筑前海区漁業調整委員会会長 本田 清一郎

1 指示の対象

一本釣りをを行う船舶

2 指示の適用海域

(1) A海域

次のア、イ及びウを順次に結んだ直線より南並びに宗像市沖ノ島、同市大島、福岡市西区小呂島及び糸島市志摩姫島烏帽子島の最大高潮時海岸線から3海里以内の海域。

ア 山口県下関市蓋井島の北端

イ 宗像市大島神崎筑前大島灯台から真方位318度2,000メートルの点

ウ 佐賀県唐津市呼子町加部島白島灯台

(2) B海域

A海域を除く海域。

3 指示の内容

集魚灯に使用するLED灯については、LED灯の消費電力に5を乗じた値を「LED取扱電力」とする。

(1) A海域において、集魚灯の電気設備は、電球の消費電力とLED取扱電力の合計が10キロワットを超えてはならない。

(2) B海域において、集魚灯の電気設備は次のア、イ及びウのとおりとする。ただし、ア及びイについては小型いかつり漁業許可を有する船舶には適用しない。

ア 放電灯1個の消費電力は3キロワット以内とする。

イ ハロゲン灯装着用ソケット数は6個以内とする。

ウ 放電灯装着用ソケット数は15個から、LED取扱電力を3で除したものの小数点以下を切り上げた値を減じた個数以内とする。

(3) B海域において、点灯できる集魚灯は、電球の消費電力とLED取扱電力の合計が45キロワット以内とする。

4 指示期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
27.12.1	3748	告示	948	6		○		表中	6.3 [○] ~ 44.3	6.0 [●] ~ 44.3
29.10.31	3939	枠外		1					平成29 [○] 年10月31日	平成28 [●] 年10月31日

29.12.22	3953	公 告		8		○		表 中	山裏地区	山浦地区
----------	------	-----	--	---	--	---	--	-----	------	------